

提携教育機関規約

本規約は、提携先の教育機関と当社との間に規定され、教育機関はこれを承諾の元提携するものとする。

一条（活動時間の制限）

一 項 集団授業学年制小中高等学校について

- ・生徒・児童の安全性確保及び教員の労働時間を短縮する為小学校～高等学校の授業時間は、昼間制は八時半～十六時まで、夜間制は２０時半～１６時までに制限する。
- ・部・クラブ活動については、教員の負担軽減の為学校直轄での実施を禁止し、外部に業務委託または廃止しなければならない。また、活動時間も、平日・土休日共に昼間制は七時～十七時、夜間制は１９時～５時までに制限する。

二 項 集団授業学年制大学について

- ・全ての活動は昼間制は七時～十八時まで、夜間制は１９時～６時までとする。
- ・部・クラブ活動については、教員の負担軽減の為学校直轄での実施を禁止し、外部に業務委託または廃止しなければならない。また、活動時間も、平日・土休日共に昼間制は七時～十八時、夜間制は１９時～６時までに制限する。

二条（登下校）

一 項 費用について

- ・全ての教育機関は、通学に係る費用が理由となる入学敬遠を防止するため、必要に応じて教育機関が通学費用を負担しなければならない。また当社は通学割引を設定・適用し、通学費用負担を軽減する。

二 項 通学方法について

- ・通学困難を理由に入学敬遠を防止するため通学しやすい様当社は通学列車を運行するなどによって協力するものの、教育機関の努力を前提とする。

三 項 遅延・運休等による通学不能時の対応

- ・登校が当社運休・遅延などにより困難になった場合、憲法４章４条３項２号に基づき当社の責任で教育機関を休ませる事ができ、学生に必要な以上に責任を負わせてはならない。また同様の理由で登校が遅れる場合も同様に当社の責任となる。これにより通学料金が無駄になった場合は無手数料返金または臨時振替授業時への振替対応を行う。
- ・下校が当社運休・遅延などにより困難になった場合、憲法４章４条３項２号に基づき昼間制は二十二時頃、夜間制は１０時迄に自宅に到着出来る場合は臨時列車を設定するなどの対応を行い、これによる責任は当社が負う。昼間制は二十二時頃、夜間制は１０時頃迄に自宅に到着出来なくなる見込みの場合、深夜外出の危険性を考慮し当社の責任で駅構内や列車内で宿泊させるなどの対応を行う。また教育機関側で宿泊させる場合でも、費用は全て当社負担となる。これにより通学料金が無駄になった場合は無手数料返金を行う。

三条（授業・試験）

一 項 授業について

- ・小中高等学校の授業は一科目四十五分までとし、それ以上同じ科目を連続して授業する場合でも、五分以上の休憩を挟まなければならない。
- ・大学の講義は一講義五十分までとし、それ以上講義をする場合五分以上の休憩を挟まなければならない。
- ・授業・講義を実施する場所は実技体育等の例外を除き屋内に制限する。また気温が十五度を下回ったり三十度を上回ってはならない。
- ・授業・講義で集団活動を強いてはならない。
- ・騒音対策を徹底し、可能な限り４０ｄｂ以下の所で授業・講義を行う。
- ・課題に提出期限を設けてはならない。

二 項 試験について

- ・全ての試験問題は、教員が作成してはならず、外部の汎用試験を用いるか廃止しなければならない。
- ・試験を実施する場所は屋内かつ、常に換気を行わなければならない。
- ・不正防止の為持ち物検査を行っても良い。
- ・試験によって登下校時間が変化する場合、当社判断で通学列車振替等の対応を行える。

四条（入学試験）

一 項 場所

- ・三条二項と同様とする。

三 項 費用

- ・二条一項と同様とする。

初版２０２０年３月１７日策定

第二版２０２０年４月二九日改定

第三版２０２１年１月２４日

この規約は当社が改定することができます。改定した場合、当社は各提携教育機関に通知する義務を負い、教育機関はこの改定版に同意できない場合、提携を終了するものとします。 作成：鉄街地方鉄道グループ